

答申個情第6号
平成28年9月6日

奈良市長 仲川元庸様

奈良市個人情報保護審議会
会長 川村容子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る諮問について（答申）

平成28年4月13日付け奈財納第1号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第28-1号】

平成28年4月13日付け奈財納第1号による奈良市心のふるさと応援寄附に係る電子計算機の結合について（諮問実施機関 財務部税務室納税課）

(別紙)

答申：個情第6号

諮問：個情第28-1号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市長が奈良市ふるさと応援寄附に係る事務を実施するにあたり、ふるさと納税管理システムを構築する事業者が設置するデータセンター内のサーバーと奈良市長が管理するふるさと納税管理システムに係る専用端末とを結合し、寄附申込者に係る個人情報を取り扱うことについては、公益上の必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事務の概要

ふるさと納税制度は、寄附申込者が応援したい地方公共団体に寄附をし、地方公共団体はそれをまちづくりの財源として活用する制度で、奈良市においては平成20年6月から制度運用を開始した。その後、税制改正により平成27年4月から、一定の条件のもと所得税及び住民税の控除を受けるための確定申告の手続が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用されることとなり、また、奈良市による記念品の見直し等の努力が功を奏し、平成26年度には262件であった寄附件数が、平成27年度には8,458件を数えるに至った。

しかし、このように寄附の件数が大幅に増加するにしたがって、寄附申込者に係る個人情報の入力事務や、入金状況の確認事務、寄附金受領証明書の送付事務、記念品の発送準備事務など、各種の事務処理量が増大していることから、手作業による事務の煩雑化に伴う処理誤りへの対応と寄附申込者に係る個人情報の適正な取扱いの確保が課題となっている。そこで、奈良市長（以下「実施機関」という。）はこれらの課題を解決するため、ふるさと納税管理システム（以下「システム」という。）を導入し、ふるさと納税に関する各種手続や事務処理を一元管理することで、事務量の大幅な軽減と処理誤り等の防止、寄附申込者に係る個人情報の適正管理を図るとともに、事務処理の迅速化及び効率化による寄附者へのサービスの向上を図ることを計画した。

このシステムを導入し、その運用を開始するためには、ふるさと納税管理システムを構築する事業者が設置するデータセンター内のサーバー（以下「ふるさと納税管理システムサーバー」という。）と実施機関が執務室内で管理するふ

るさと納税管理システムに係る専用端末（以下「専用端末」という。）とを、インターネットを介して結合し、寄附申込者に係る個人情報の処理を行う必要がある。よって、実施機関は奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第10条第2項の規定により、当審議会に諮問を行った。

なお、実施機関は、次のような措置を講じることで、安全性の高い環境下で寄附申込者に係る個人情報を取り扱うこととしている。

- 1 専用端末には、ログインIDや、パスワードによるアクセス権限を設定することにより、システムを利用できる者を制限する。
- 2 専用端末には、固定IPアドレスを設定することにより、システムを利用できる機器を限定する。
- 3 実施機関内で寄附申込者に係る個人情報は、クラウドによるふるさと納税管理システムサーバー内でのみ保有し、当該個人情報が漏洩する等のリスクを軽減する。

第3 審議会の判断

ふるさと納税管理システムサーバーと専用端末とを結合することについて、当審議会は、次の理由により公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと考える。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

- 1 電子計算機の結合による寄附申込者に係る個人情報の処理の有用性について
税制改正によりふるさと納税に対する優遇措置が拡大され、また情報通信ネットワークの環境整備が進んで、利用者における利便性が向上していることから、ふるさと寄附の申込み件数が飛躍的に増加し、実施機関が処理すべき事務量が大幅に増加している。

このような状況の中、システムの導入により次の有用性が認められる。

- (1) 実施機関は、迅速かつ効率的な事務処理を行うとともに、寄附申込者に係る個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (2) 実施機関は、ふるさと納税に係る的確な事務処理をすることができるとともに、事務処理の負担を大幅に軽減することができること。
- (3) 寄附申込者は、時間的、地理的な制約なく利用できることから、寄附申込者の都合に合わせて寄附の申込みをすることができること。
- (4) 寄附申込者は、専用のホームページに一度アクセスするだけで寄附の申込から決済までの手続を完了することができるとともに、寄附の申込後は、自動返信メールにより申込内容が届くため、実施機関は、寄附申込者に処理状況を明らかにすることができ、もって、行政の透明性をより高めることがで

きること。

2 個人情報の保護について

システムでは、個人情報を適正に取り扱うために次のような措置を講じており、本人の権利利益を侵害するおそれがないものと認められる。

- (1) 個人情報の収集に当たっては、その使用目的を明確にした上で、収集することとしている。また、収集する個人情報の範囲は、専用のホームページにおいて、必要最小限度に限定されており、かつ、寄附申込者本人が入力するように設計されていること。
- (2) ふるさと納税管理システムサーバーに結合する専用端末の使用にあたっては、実施機関は専用端末を使用できる職員を限定するとともに、ID及びパスワードによってアクセスを制限する措置を講じていること。
- (3) 実施機関は、アクセス記録を確認することにより、システムを通じて収集した個人情報の不正又は不適切な処理を防ぐ措置を講じていること。
- (4) 実施機関は、情報の流出や漏えいを防止するために必要な措置を実施することを寄附申込者に明らかにしていること。
- (5) 実施機関とシステムの構築事業者との間で締結される契約において、情報の流出や漏えい、改ざんの防止のために講じるべき措置を定めており、また、「個人情報取扱特記事項」によりシステムの構築事業者が遵守すべき個人情報の保護に関する措置が明らかにされていること。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられていることから、本人又は第三者の権利利益が不当に侵害されないよう必要な措置が講じられていると判断した。

ただし、システムの運用を開始するに当たっては、次の事項に留意し、寄附申込者に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 実施機関はシステムの構築事業者と契約を締結する際は、契約書及び「個人情報取扱特記事項」において規定すべき内容、文言等を十分に検討し、整備すること。
- 2 実施機関は、契約上、システムの構築事業者に実施が義務付けられる個人情報の保護措置について、定期的の実施状況の報告を求めるなどして、その履行状況を確認すること。
- 3 実施機関は、業務に従事する職員に対して定期的に研修等の職員教育を実施するなどし、個人情報を適切に取り扱うよう十分な教育と指導を行うこと。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成28年 5月18日	実施機関から諮問を受けた。
平成28年 8月25日	平成28年度第1回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成28年 9月 6日	平成28年度第2回審議会 事案の審議を行い、答申のとりまとめ作業を行った。
平成28年 9月 6日	答申の最終確定を行った。
平成28年 9月 6日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	京都聖母女学院短期大学准教授	
井戸田 博樹	近畿大学教授	
川 村 容 子	弁護士	会 長
佐々木 育子	弁護士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁護士	